

入札者心得書

1 申し込み資格

一般競争入札の申し込みに参加できる者は、個人及び法人（公共団体を含む）とします。ただし、次に掲げるものは入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被後見人、被保佐人、被補助人）及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法第238条の3第1項、公有財産の管理処分に関する事務に従事する職員（家族名義により参加する者も含む。）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗関連営業その他これに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する者及びその団体。
なお、入札に際しては、反社会的勢力の排除に関する誓約書を提出していただきます。
- (4) 五所川原市契約事務規則第2条、市の契約で不正な行為をした者。

2 売払物件の確認

入札に参加しようとする者は、図面・契約書案・売却物件説明書・現地等を熟覧のうえ、入札に参加してください。

3 入札書

入札者は、別に定める入札書に所要事項を記入し、押印のうえ封かんして入札時間までに提出してください。その提出した入札書の書換え、引替え、又は撤回することができません。

4 入札書の記入・訂正等

入札者は、字画を明らかに書き、誤記又は脱字のため訂正、加除をしたときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正はできません。

5 代理人が入札する場合

代理人をもって入札しようとするときは、あらかじめ委任状を提出してください。入札者又はその代理人は、同一の入札において、他の入札者の代理人になることはできません。

6 無効となる入札

次に掲げる入札書は、無効としますので、ご注意ください。

- ①入札に参加する資格のない者がした入札
- ②同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- ③入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱若しくは認識しがたい入札又は金額を訂正した入札
- ④その他入札に関する条件に違反した入札

7 開札

開札は、入札終了後直ちに入札者又は代理人の面前で行います。

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わないことを理由として、異議を申し出ることはできません。

8 落札者の決定

開札の結果、予定価格以上にして、最高の価格で入札した者を落札者とします。なお、同価入札者があるときは、くじで落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない市の職員にくじを引かせます。

9 契約日

売却決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から7日以内に売買契約を締結しなければなりません。

10 契約保証金

売買契約を締結するときは、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければなりません。

11 売買代金の納入

売買代金は、契約締結後30日以内に納めなければなりません。

契約保証金は、売買代金に充当することができます。

入札・開札の日時と場所

日時 令和6年6月11日（火） 午前10時から

場所 五所川原市庁舎 2階 会議室2A

入札参加者は、入札日に次のものを必ずご持参ください。

①入札書

②印鑑（認印可）

※代理人が入札に参加される場合は、次の点に留意してください。

- ・委任状（委任者の実印を押印し、印鑑証明書を添付）が必要です。
- ・代理人の印鑑（認印可）をご持参ください。